

④ 昇給の仕組み

【正規職員】 職員給与規程

(昇給)

第4条 職員の昇給は、勤務成績を評定して行うものとし、12月を良好な成績で勤務したときは、1号上位の号給に昇給させることができる。ただし、満55歳以上の職員については、理事長が特に必要と認める場合を除き昇給させないものとする。

2 職員の勤務成績が特に良好であった場合においては、前項の規定にかかわらず、期間を短縮し、若しくは2号給以上の号給に昇給させることができる。

3 前2項の規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給の適用除外)

第5条 職員のうち、次の各号に該当する者に対しては、前条の規定は適用しないものとする。

(1) 条件付採用期間中の者。

(2) 正規の勤務日のうち勤務しなかった日が30日を超える者。

(3) 休職中の者。

(4) 懲戒処分を受けてから1年を経っていない者。

(5) 勤務成績に怠惰が認められる場合。

(昇給の時期)

第6条 昇給の時期は、毎年1月、4月、7月、10月の1日とする。